

# ショートステイ まごころの杜つくば 運営規程

## (短期入所生活介護・予防介護短期入所生活介護)

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人関耀会が運営するショートステイ まごころの杜(以下「施設」という。)の適正な運営を図るため、必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 施設は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

#### (施設の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ まごころの杜つくば
- (2) 所在地 茨城県つくば市大砂185番2

### 第2章 職員および職務内容

#### (職員の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する職員は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 事務員 1名 一般事務及び、施設の庶務、会計業務を行う。
- (3) 生活相談員 1名 利用者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 27名以上 利用者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- (5) 医師 1名 利用者の診療、健康管理および保健衛生指導を行う。
- (6) 看護職員 3名以上 利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名 利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (8) 介護支援専門員 2名 施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。
- (9) 管理栄養士 1名 給食管理および利用者の栄養指導を行う。

(職員の勤務体制等)

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は、毎月の勤務割表を、その前月の末日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修機会を積極的に設けるものとする。

### 第3章 サービスの提供および利用

(利用定員)

第6条 施設のユニット数は1とし、利用定員は10名とする。

(サービス内容及び手続の説明および同意)

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 施設は、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、指定短期入所生活介護サービス（以下「事業所サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第11条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）※必要に応じて
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

- 第12条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとし、料金表は別紙の通りとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）
  - (3) 理美容代
  - (4) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに100円。
  - (5) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

- 第13条 通常の送迎の実施地域は、施設を中心として半径5km圏内（大穂地区全域、筑波・豊里地区の一部及び下妻市の一部）とする。

#### 第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(留意事項)

- 第14条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
  - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
  - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

(緊急時における対応方法)

- 第15条 施設の職員は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の制限)

- 第16条 施設の職員は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を

行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

## 第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第17条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 第6章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第18条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第19条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第20条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第21条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(重要事項の掲示)

第22条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第23条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、関耀会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第24条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定める事項の外この規程に定めのない事項については、施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第26条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待の防止のための指針を整備し、次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定(責任者:施設長) 虐待防止に関する担当者(介護長)

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回)

(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。

(4) 虐待等に対する相談窓口の設置(生活相談員)

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則 この規程は、令和5年8月1日から施行する。